

7 目的変更認可申請書(専修学校用)

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様①

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

目的変更認可申請書

このたび○○学校の目的を変更したいので、学校教育法第 130 条及び同法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条の規定に基づき関係書類を添えて認可を申請します。

変更区分 ※どちらに該当するか疑義がある場合は事前に相談すること。

(区分 A)

学科の設置・廃止など、教育内容の変更を伴う目的の変更を行う場合

(区分 B)

軽微な文言変更(教育内容の変更を伴わない場合に限る)を行う場合

添付書類

(区分 A)

- 1) 変更趣意書(様式 1)②
- 2) 変更要項(様式 2)②
- 3) 学生等の確保の見通し等に関する事項(様式 8)
- 4) 学則の変更条文新旧比較表(様式 27)
- 5) 変更後の新学則
- 6) 授業計画(シラバス)(様式 7)③
- 7) 学級編制表(様式 3)
- 8) 教職員編制表(様式 4)
- 9) 教職員名簿(様式 5)※以下の書類を添付 ④
 - ・就任承諾書(様式 24)
 - ・履歴書
 - ・教員資格を証する書類
 - ・印鑑登録証明書
- 10) 教員の年齢構成状況(様式 6)
- 11) 変更する学校の校地・校舎の図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図)⑤
- 12) 施設の概要(様式 9)※以下の書類を添付
 - ・権利関係を証する書類(登記簿謄本、売買契約書、寄附申込書、賃貸借契約書、工事請負契約書等)
 - ・建築検査済証
- 13) 校具、教具、図書及び備品の明細表(様式 10)
- 14) 直近3カ年の財務諸表⑥
- 15) 財産目録(様式 14)
- 16) 変更にあつての経費・負債償還計画書(様式 11)⑦
- 17) 提出日の属する年度から変更前年度まで及び変更後修業年限分の事業計画並びにこれに伴う資金収支予算書(様式 12、13)
- 18) 寄附行為(定款又は規則)
- 19) 理事長の履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書
- 20) 理事会及び評議員会等の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類

(様式 29,30 の作成例参照) ⑧

21) 法人の登記簿謄本

(区分 B)

- 1) 変更の理由及び変更年月日(様式任意)
- 2) 学則の変更条文新旧比較表(様式 27)
- 3) 変更後の新学則
- 4) 理事会及び評議員会等の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類

(様式 29,30 の作成例参照) ⑧

※A、B とも、その他参考資料の提出を求める場合がある。

提出期限

提出期限は次のとおりとする。

(区分 A)

- ・4 月 1 日に変更しようとする場合にあつては、変更年度の前々年度の 2 月末日(ただし、校舎の新築を伴わない場合は変更年度の前年度の 6 月 30 日)まで。
- ・10 月 1 日に変更しようとする場合にあつては、前年度の 6 月 30 日(ただし、校舎の新築を伴わない場合は変更年度の前年度の 11 月 30 日)まで。
- ・課程(学科)の廃止に伴い変更しようとする場合にあつては、原則として変更年度の前年度の 1 月 31 日まで。

なお、申請書の提出に先立ち、申請書提出期限の 2 か月前までに計画書として次の書類を提出すること。

- ・申請書かがみ
- ・添付書類
- 1) 印鑑証明書、身分証明書、法人登記簿謄本は提出不要とすることができる。

(区分 B)

- ・変更についての意思決定後速やかに提出すること。
- ※遅くとも変更予定年月日の 30 日前までに提出すること。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長 様」とすること。
- ② 様式 1、様式 2 については、様式上「設置」又は「開校」とあるものを「変更」とすること。
- ③ ページ数を記入すること。
- ④ 教職員名簿にかかる添付書類については、新規に採用する場合に添付。
- ⑤ 各部屋の室名及び面積を記載すること。
- ⑥ 学校法人会計基準により会計処理を行う場合は任意様式で提出すること。それ以外の場合は、任意様式のほか資金収支予算書(様式 13)を提出すること。なおその際、様式に「予算」とあるのは「決算」と読み替えること。
- ⑦ 負債償還計画書は、借入金がある場合のみ。
- ⑧ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、申請事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各 1 部(合計 2 部)
2. サイズは A4 版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合は A3 版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4 版は長辺綴じ、A3 版の場合は短辺綴じ)
3. 目的に記載する範囲・内容については、審査基準解釈指針のとおり。
4. 学科新設等の計画段階で、目的変更の可否を相談すること。